

## 教育財産目的外使用許可に係る学校施設貸与の事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市教育財産の目的外使用規則（昭和51年教育委員会規則第1号。以下「目的外使用規則」という。）第8条の規定に基づき、岡崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する小学校、中学校（以下、「学校施設」という。）の目的外使用に関する事務について、必要な事項を定める。

### (目的外使用の許可の範囲)

第2条 学校施設の目的外使用は、岡崎市公有財産管理規則（昭和39年規則第17号。以下「管理規則」という。）第23条各号のいずれかに該当する場合に限り許可することができる。

### (使用を許可しない場合)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障がある場合。
- (2) 学校施設管理上支障がある場合。
- (3) 営利を目的とする活動。
- (4) 政治活動を目的とする活動（公職選挙法に基づく使用は除く）。
- (5) 宗教活動を目的とする活動。
- (6) 長期又は独占的な使用となるおそれがある場合。

2 前項第3号について、教育委員会が当該学校施設の運営上必要と認めるものにあつては使用を許可する。

### (使用上の遵守事項)

第4条 目的外使用の許可の相手方（以下「使用者」という。）は、学校施設の使用にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の使用を行わないこと。
- (2) 許可された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 許可なく備品及び設備を使用しないこと。
- (4) 喫煙をしないこと。
- (5) 指定箇所以外では火気使用をしないこと。
- (6) 指定の場所以外に駐車しないこと。
- (7) 学校管理者の指示に従うこと。

2 教育委員会は、目的外使用の申請内容を勘案し、遵守事項を付すこととする。

### (許可の取り消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、目的外使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可条件に違反するとき。
  - (2) 許可物件を教育委員会が必要とするとき。
  - (3) 使用者又はその役員等が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月21日岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者であることが判明したとき。
  - (4) 使用者から使用辞退の申し入れを受けたとき。
  - (5) 第3条に定める事項が確認されたとき。
  - (6) 第4条に定める事項について違反が確認されたとき。
  - (7) 当該学校において緊急に施設を使用する必要が生じ、目的外使用が支障となるとき。
- 2 前項第4号の規定により使用者から使用を辞退する旨の申し入れを受ける場合は、書面によるものとする。
- 3 目的外使用の許可を取り消されたことで生じる損害についての一切の責任は使用者が負うものとする。

（屋内運動場空調設備、屋外運動場夜間照明設備の利用にかかる光熱費等）

第6条 使用者は、学校施設の目的外使用に伴い、屋内運動場に設置された空調設備又は屋外運動場に設置された夜間照明設備を利用するときは、その利用にかかる光熱費等（以下「利用料」という。）を支払うものとする。

2 利用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

3 第1項の利用料は、国、公共団体又は公共的団体が公用又は公益事業の用に利用すると教育委員会が認めるときは、無償とする。

（原状回復義務）

第7条 使用者は、使用を終えたときは、学校施設を使用前の原状に回復しなければならない。

（損害時報告義務）

第8条 使用者は、学校施設に損害を与えた場合、目的外使用規則第7条に定める損害賠償責任を負うほか、損害内容を直ちに教育員会事務局施設課長及び当該学校長に報告しなければならない。

（雑則）

第9条 本要綱に定めのあることのほか、学校施設の目的外使用許可事務に必要な事項は、管理規則第24条及び第26条から第28条、岡崎市行政財産目的外使用許可事務処理要綱の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

(1) 屋内運動場（アリーナ）空調利用料

| 学校名        | 金額             |
|------------|----------------|
| 河合中学校      | 1時間あたり 1,200 円 |
| 六ツ美中学校     |                |
| 矢作北中学校     |                |
| 上記3校以外の中学校 | 1時間あたり 1,900 円 |

(2) 柔剣道場空調利用料

| 学校名    | 金額           |
|--------|--------------|
| 全ての中学校 | 1時間あたり 900 円 |

※額田中学校卓球場利用料については（2）と同額とする。

(3) 屋外運動場夜間照明設備利用料

| 学校名    | 金額             |
|--------|----------------|
| 梅園小学校  | 30分あたり 1,270 円 |
| 根石小学校  |                |
| 男川小学校  |                |
| 緑丘小学校  |                |
| 羽根小学校  |                |
| 岡崎小学校  |                |
| 三島小学校  |                |
| 竜美丘小学校 |                |
| 連尺小学校  |                |
| 井田小学校  |                |
| 福岡小学校  |                |
| 本宿小学校  |                |
| 細川小学校  |                |
| 大樹寺小学校 |                |

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 大門小学校    |                 |
| 六ツ美中部小学校 |                 |
| 城南小学校    |                 |
| 上地小学校    |                 |
| 小豆坂小学校   |                 |
| 豊富小学校    |                 |
| 矢作北中学校   | 30 分あたり 1,900 円 |